

「長野市と長野工業高等専門学校との連携によるスタートアップ創出業務委託」実施要領に関する質問への回答

	質問事項	回答	回答日
1	<p><p.3 第6(1)キ> 「市税の未納がないことを証明する書類(写し可)」が必要とあるが、長野市内に事務所を設置していない場合、特に添付する必要はないか。拠点がある所管行政庁が発行する納税状況の書類が必要か。</p>	<p>長野市内に事務所を設置していない場合は、事務所が設置された所管行政庁が発行する「法人事業税」及び「法人都（市町村）民税」に係る納税証明書を提出してください。</p>	9月12日